

別府市創業支援事業補助金交付要綱

制定 平成27年3月31日
別府市告示第104号
改正 平成28年3月22日
別府市告示第87号
平成29年3月31日
別府市告示第117号
平成30年3月30日
別府市告示第92号
令和2年 3月23日
別府市告示第105号
令和7年 4月25日
別府市告示第198号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における創業を促進し、新たな雇用の創出を図るため、市内において新たに創業をする者又は創業をして5年未満の者に対し、予算の定めるところにより別府市創業支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、別府市補助金等交付規則(平成2年別府市規則第50号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 創業 次に掲げる行為をいう。

ア 事業を営んでいない個人が所得税法(昭和40年法律第33条)第229条に規定する開業の届出をして、新たに事業を開始すること。

イ 事業を営んでいない個人が新たに法人を設立し、当該新たに設立された法人が事業を開始すること。

- (2) 事業所等 事務所、店舗、工場その他事業の用に供する拠点をいう。
(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当する事業若しくは市長が指定する事業の創業又はこれらの事業であって創業をして5年未満のものとする。

- (1) 新たな需要や雇用を創出する事業
- (2) 事業に特徴があり、独創性又は新規性がある事業
- (3) 事業内容における競争力又は優位性がある事業
- (4) 市内の企業と取引を行うことにより、地域産業への波及効果が期待できる事業
- (5) 事業計画に妥当性があり、事業の継続性と将来的な成長性が期待できる事業

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、第8条に規定する申請の日（以下この項及び第6条において「申請日」という。）が属する年度の4月1日から第6条に規定する補助対象期間の満了する日までに市内において、事業所等を設置し、創業をする者及び申請日が属する年度の4月1日において市内に事業所等を設置し、創業をして5年未満の者で、次の各号に掲げる要件のいずれも満たすものとする。

- (1) 補助対象者（法人にあつては、当該法人の代表者）は、市内に住所を有すること（第6条に規定する補助対象期間の満了する日までに市内に住所を有する場合を含む。）。
- (2) 補助対象者（法人にあつては、当該法人及び当該法人の代表者）に市税の滞納がないこと。
- (3) 中小企業者（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号、第2号又は第5号に該当する者をいう。）として同項第1号に規定する特定事業を行う者であること。
- (4) 許認可等を必要とする創業にあつては、当該許認可等を受けること。
- (5) 第6条に規定する補助対象期間における事業費の総額に対し、1割程度の自己資金を有すること。

- (6) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第127条第1項の規定により認定を受けた別府市創業支援等事業計画に記載されているもののうち、同法第2条第26項に規定する特定創業支援等事業（以下「特定創業支援事業」という。）による創業相談又は経営指導を受けていること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金の交付対象としない。

- (1) 他の者が行っていた事業を継承して行う者
- (2) 仮設又は臨時の店舗その他その設置が恒常的でない店舗で事業を行う者
- (3) 国又は県による創業に対する補助制度を利用する者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定による許可又は届出を要する事業を行う者
- (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (6) その他市長が適当でないと認める者
（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象期間における創業又は創業をして5年未満の事業に係る次に掲げる経費とする。

- (1) 人件費（創業の事業に直接従事する従業員（市内に住所を有する者に限り、補助対象者と同一世帯の親族を除く。以下同じ。）の賃金に限る。）
- (2) 創業に必要な申請書類の作成に要する経費（開業又は法人設立に伴う司法書士、行政書士等に支払う申請資料作成経費）
- (3) 事業所等の開設に伴う設備費（内外装工事費並びに機械、器具、工具及び備品の調達費用）
- (4) 広報費（販路開拓に係る広告宣伝費）
- (5) その他事業所等開設に係る経費（消耗品費及び税の性質を有するも

のを除く。)

(補助対象期間)

第6条 前条の補助対象期間は、申請日から6月が経過した日又は申請日が属する年度の1月31日のいずれか早い日までの期間とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、予算に定める範囲内で、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額以内とし、その額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別府市創業支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、市長は、添付することができないやむを得ない理由があると認める書類については、添付を省略させることができる。

- (1) 住民票の写し(法人にあっては当該法人の代表者のもの)
- (2) 市税納税証明書(法人にあっては当該法人及び当該法人の代表者のもの)
- (3) 営業許可証の写し(許認可を必要とする業種に限る。)
- (4) 履歴書(法人にあっては当該法人の代表者のもの)
- (5) 創業計画書(様式第2号)
- (6) 税務署に提出した個人事業の開業等届出書の写し(個人事業の場合に限る。)
- (7) 登記事項証明書の写し(法人の場合に限る。)
- (8) 自己資金が証明できる預金通帳、残高証明書等
- (9) 誓約書(様式第3号)
- (10) 経済産業省関係産業競争力強化法施行規則(平成26年経済産業省令第1号)第7条第1項の規定による市長の証明を受けた書類(当該書類を複写したものを含む。)
- (11) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査の

上、補助金交付の適否を決定し、別府市創業支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する補助金交付の適否の決定において必要があると認めるときは、専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

（申請の取下げ）

第10条 申請者は、第8条に規定する申請を取り下げようとするときは、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

（変更等の申請）

第11条 第9条第1項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、第8条に規定する申請の内容を変更し、又は補助金の交付の対象となった事業（以下「補助事業」という。）を中止し、若しくは廃止しようとするときは、別府市創業支援事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第5号）に同条各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添付し、市長に提出しなければならない。ただし、同条第5号に掲げる書類の軽微な変更で補助金の額に影響を及ぼさないものについては、この限りでない。

（変更等の承認の決定）

第12条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査の上、変更等の承認の適否を決定し、別府市創業支援事業補助金変更（中止・廃止）承認（不承認）決定通知書（様式第6号）により当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、補助対象期間の満了する日から起算して30日以内に別府市創業支援事業補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の明細表及び補助対象経費の支払を証明する書類
- (2) 設備等を設置した後の事業所等の写真
- (3) 第8条に規定する申請において同条ただし書の規定により省略した書類
- (4) 第8条に規定する申請の際に市内に住所を有していなかった場合にあっては、住民票の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する実績報告の期限が別府市の休日を定める条例（平成元年別府市条例第18号）第1条第1項に規定する市の休日（以下この条において「休日」という。）に当たるときは、その日後で最も近い休日でない日を期限とする。

（補助金の額の確定通知）

第14条 市長は、前条第1項に規定する実績報告があった場合は、その内容を審査し、適当と認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、別府市創業支援事業補助金額確定通知書（様式第8号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第15条 補助金の交付請求をしようとする補助事業者は、別府市創業支援事業補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（決算書の提出）

第16条 補助事業者は、補助金の交付を受けた日の属する事業年度から起算して3年間、毎事業年度の決算書を当該事業年度の終了後3月以内に市長に提出しなければならない。

（財産の管理及び処分）

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した設備等について、補助事業が完了した後も適正に管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が完了した日から5年間は、補助事業により新設又は増設した設備等を処分してはならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

（補助金の交付を受けた者の努力義務）

第18条 補助金の交付を受けた補助事業者は、当該補助事業者が設置する事業所等において従業員の2年間以上の雇用の確保に努めるとともに、当該従業員が有期雇用契約である場合又はパートタイム雇用である場合は、期間の定めのない正規雇用に移行するよう努めなければならない。

（交付決定の取消し等）

第19条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、市長は、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に違反したとき。
- (2) この要綱の規定により市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (3) その他補助事業の施行について不正の行為があったとき。
(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月22日別府市告示第87号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日別府市告示第117号）

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に別府市創業支援事業補助金の交付申請を行った者については、この要綱による改正後の第16条の規定は、適用しない。

附 則（平成30年3月30日別府市告示第92号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月23日別府市告示第105号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和7年4月25日別府市告示第198号）

この要綱は、告示の日から施行する。

様式第 1 号（第 8 条関係）

年 月 日

別府市長 あて

事業所等の所在地

申請者 氏名又は名称

及び代表者氏名 印

別府市創業支援事業補助金交付申請書

別府市創業支援事業補助金の交付を受けたいので、別府市創業支援事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、関係書類を添えて次のとおり交付を申請します。

事業所等の所在地	(フリガナ)
名称	(フリガナ) (電話番号 — —)
担当者名及び連絡先	(フリガナ) (電話番号 — —)
創業（予定）年月日	
補助事業の内容	
従業員数	名
補助対象経費	円
補助金交付申請額	円
添付書類	(1) 住民票の写し (2) 市税納税証明書 (3) 営業許可証の写し (4) 履歴書 (5) 創業計画書 (6) 税務署に提出した個人事業の開業等届出書の写し (7) 登記事項証明書の写し (8) 自己資金が証明できる預金通帳、残高証明書等 (9) 誓約書 (10) 経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成 26 年経済産業省令第 1 号）第 7 条第 1 項の規定による市長の証明を受けた書類（当該書類を複写したものを含む。） (11) その他市長が必要と認める書類

(2) 事業内容 (事業全体について、詳しく記載してください。枠に収まらない場合は適宜広げてください。複数ページになっても構いません。)

<p>①事業の具体的な内容 (創業済みの場合は、事業の沿革・状況も記載)</p>
<p>②本事業に取り組んだ動機・きっかけ</p>
<p>③将来の展望 (成長戦略)【概要】</p> <p>【特徴、新規性・独創性、競争優位性】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 特徴・ 新規性・独創性・ 競争優位性 <p>【販路、主要取引先等 (マーケティング戦略)】</p> <p>【その他 (長期的な成長ビジョン、補足説明等)】</p>
<p>④本事業の経験、知識、人脈、熱意 (経営理念)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 経験・ 知識・ 人脈・ 熱意 (経営理念)
<p>⑤本事業が地域に及ぼす影響 (地域貢献)</p>

⑥本事業全体に係る資金計画【新事業の立ち上げ（準備から補助事業実施期間の終了までの間）に必要な全ての資金と調達方法を記載してください。】（消費税込み）

（単位：千円）

必要な資金		金額	調達の方法	金額
設備資金	(内容)		自己資金	
			金融機関からの借入金 (調達先)	
			その他（本事業の売上金、親族からの借入金等） (内容)	
設備資金の合計				
運転資金	(内容)		補助金交付希望額	
			(3)経費明細表(b)の額と一致。 補助金は補助事業実施期間終了後に審査を経て交付します。補助金交付までの間、申請者自身で補助金交付希望額相当額を調達する必要があります。その調達方法について、下表《補助金交付希望額相当額の手当方法》に記載してください。	
運転資金の合計				
合 計			合 計	

【金融機関からの外部資金の調達見込みについて】

既に調達済み

補助事業実施期間中に調達見込みがある

将来的に調達見込みがある

《補助金交付希望額相当額の手当方法》（単位：千円）

方法	金額
自己資金	
金融機関からの借入金 (調達先：)	
その他（調達先：)	
合計額 ((3)経費明細表(b)の額と一致)	

⑦事業の見通し（年間）

		申請時 (創業当初)	軌道に乗った後 (年 月頃)	売上高、売上原価（仕入高）、経費を 計算された根拠をご記入ください
売上高	①	万円	万円	【申請時（創業当初）】
	② (仕入高)	万円	万円	
経費	人件費 (注)	万円	万円	【軌道に乗った後】
	家賃	万円	万円	
	支払利息	万円	万円	
	その他	万円	万円	
	合計 ③	万円	万円	
利益①－②－③		万円	万円	(注) 個人営業の場合、事業主分は含めません。

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、別府市が必要と認める場合には、大分県別府警察署長に照会することについて承諾します。また、照会で確認された情報を、今後、私が別府市と締結する契約のための身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 暴力団員が役員となっている事業者
 - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (6) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は物品の売買契約等を締結している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
 - (8) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に避難される関係を有している者
 - (9) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(1)から(9)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

別府市長 あて

申請者

事業所等所在地

名称（法人の場合は法人名）

（フリガナ）

氏名

印

（法人の場合は代表者名）

生年月日 年 月 日（男・女）

※ 別府市では、別府市暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

様式第4号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

別府市長 印

別府市創業支援事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった別府市創業支援事業補助金の交付について、下記のとおり決定しましたので、別府市創業支援事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により通知します。

記

1 交付する。

補助対象経費 円
補助金交付決定額 円
交付の条件

2 交付しない。

理由

様式第5号（第11条関係）

年 月 日

別府市長 あて

事業所等の所在地

申請者 氏名又は名称

及び代表者氏名 印

別府市創業支援事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった別府市創業支援事業補助金について、下記のとおり申請の内容を変更（中止・廃止）したいので、別府市創業支援事業補助金交付要綱第11条の規定により、その承認を申請します。

記

補助事業の内容	変更前	
	変更後	
補助対象経費	変更前	円
	変更後	円
補助金交付申請額	変更前	円
	変更後	円
変更（中止・廃止）の理由		
中止・廃止の年月日		年 月 日
添付書類		

第 号
年 月 日

様

別府市長 印

別府市創業支援事業補助金変更（中止・廃止）
承認（不承認）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった別府市創業支援事業補助金変更（中止・廃止）について、下記のとおり決定しましたので、別府市創業支援事業補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

記

1 承認する。

変更（中止・廃止）後の補助対象経費 円

変更（中止・廃止）後の補助金交付決定額 円

2 承認しない。

理由

様式第7号（第13条関係）

年 月 日

別府市長 あて

事業所等の所在地

報告者 氏名又は名称

及び代表者氏名 印

別府市創業支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった別府市創業支援事業補助金の補助事業を実施したので、別府市創業支援事業補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 創業年月日 年 月 日
- 2 従業員数 人
- 3 補助対象経費 円
- 4 補助事業の実施期間
年 月 日から 年 月 日まで
- 5 補助事業の内容
- 6 補助事業の成果
- 7 添付書類
 - (1) 補助対象経費の明細表及び補助対象経費の支払を証明する書類
 - (2) 設備等を設置した後の事業所等の写真
 - (3) 従業員の雇用が確認できる書類（雇用契約書、賃金台帳等）
 - (4) 補助金の交付申請において省略した書類
 - (5) 補助金の交付申請の際に市内に住所を有していなかった場合にあっては、住民票の写し
 - (6) その他市長が必要と認める書類

様式第 8 号（第 1 4 条関係）

第 号
年 月 日

様

別府市長 印

別府市創業支援事業補助金額確定通知書

年 月 日付けで提出のありました実績報告書について、その内容を審査した結果、下記のとおり別府市創業支援事業補助金の額が確定したので、別府市創業支援事業補助金交付要綱第 1 4 条の規定により通知します。

記

交付申請額	円
交付決定額	円
交付確定額	円

交付決定額と交付確定額に差がある場合の理由

様式第 9 号（第 1 5 条関係）

年 月 日

別府市長 あて

事業所等の所在地

請求者 氏名又は名称

及び代表者氏名 印

別府市創業支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で額の確定通知のあった
別府市創業支援事業補助金について、別府市創業支援事業補助金交付要綱
第 1 5 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 円

2 振込先

金融機関及び 支店名	銀行 協同組合 信用金庫 信用組合	本店 支店（所）	
預金種目	当座 ・ 普通	口座番号	
口座名義人	フリガナ		
	氏 名		